

お子さんへの与薬について(てんかん・熱性けいれん)

安全に与薬を行うため、保護者のかたには与薬の依頼前に必ず以下の事に同意していただきます。

1. お子さんへの与薬は、**本来、保護者が保育園に登園して与えていただくものですが**、緊急時や止むを得ないと主治医が判断した場合、保護者の責任のもと、保育園の担当者が保護者に代わり与薬をします。
2. 与薬する薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方により薬局で調剤されたものに限りです。保護者の個人的な判断で持参された薬(市販薬品等)は、保育園では与薬できません。
3. 薬は、今回の病気で処方された期間内のものを、当日分のみお預かりします。
4. **座薬の使用は原則行いません。**
但し、てんかん・熱性けいれんなど医師の指示により必要とされ(ひきつけを起こし生命が危険な状態等の場合)、保護者の了解がある場合のみ保護者に代わって職員が使用します。**その場合は、必ずお迎えに来ていただき受診をしてください。**
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」など症状が出たら薬を与えなければならない場合、与薬の要否の判断ができません。その都度、保護者に連絡させていただきますので、ご了承下さい。
6. 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などのように経過が長引くような病気)で、常時どうしても与薬をしなければならない場合には、医師が記入した与薬指示書(B)が必要になります。
7. お子さんが主治医の診察を受ける際には、保育園にて保育されている時間帯及び、保育園では原則与薬(使用)ができない旨を主治医にお伝えください。
朝・夕の2回の与薬を処方されたものについては、ご家庭で与薬をしてください。
保育中に止むを得ず与薬の必要がある場合のみ、与薬の申し出を行ってください。
8. 与薬する薬の持参について
 - ①処方薬
 - ②与薬指示書(B)
 - ③薬局などでもらう薬剤説明書など(②の内容が確認できるもの)のコピー①②③をクリアファイルなどに入れて、朝、保育士に手渡してください。お迎えの時に②③を返却しますので、与薬していることを表の印で確認してください。(薬によっては園の方に保管する場合があります)
* **てんかん・熱性けいれんの座薬は、園で保管しておきます。**

与 薬 指 示 書 (B) てんかん・熱性けいれん

《主治医の先生方へ》

当園では、基本的に与薬は行っていません。

保育中にどうしても与薬が必要な場合に限ってこの与薬指示書の記入をお願いいたします。

クラス名		氏名	
病名			
薬品名	①	②	③
薬の種類	・粉薬(種類) ・錠剤(種類) ・水薬(種類) ・その他()		
与薬日 又は 使用期限	年 月 日～ 年 月 日		
与薬回数・ 時間・方法	内服 食前 ・ 食後 ・ 食間 (いつ 時頃)) その他(どのように いつ 時頃) * てんかん・熱性けいれんの場合は下の特記事項に記入してください		
特記事項 主治医の コメント等より	<薬の飲ませ方>・そのまま飲ませる・水に溶く・砕く・その他() * てんかん・熱性けいれんの座薬の挿入が必要な場合は、どのような症状の時に座薬を使用したらいいのか、使用の際の留意事項を具体的に記入してください。 座薬の保管方法【 常温 ・ 冷蔵 その他 】 保護者に確認の上で、園の職員が保護者に代わって座薬を挿入することに同意します。 年 月 日 保護者名		

年 月 日

醫師住所

電話

氏 名

印